

平成 22 年 10 月 8 日

各 位

委託会社名 日興アセットマネジメント株式会社  
代表者名 ビリー・ウェード・ワイルダー  
問い合わせ先 ETF センター 今井幸英  
(TEL. 03-6447-6581)

### ETF の約款変更のお知らせ

ETF に係る約款変更について、下記のとおり確定いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

1. 銘柄名 (コード)	上場インデックスファンド 2 2 5 (1330)
2. 変更内容およびその理由	株式のバスケットに関する記載の変更などに伴ない、一部記載を変更するものです。
3. 約款変更実施日	平成 22 年 10 月 9 日

以 上

約款変更実施日 平成22年10月9日

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド225 約款

第12条  
第13条  
第42条  
第43条  
第46条

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、追加信託にかかるユニット株式（第13条第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、<u>振替機関</u>に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、追加信託にかかるユニット株式（第13条第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、<u>委託者</u>に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ① (略)</p> <p>②委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低取得申込口数（受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込日におけるユニット株式（日経平均株価における各構成銘柄の<u>委託者が指定する株数</u>の株式すべてを指すものとします。以下同じ。）の評価額の合計に相当する口数として委託者が定める口数をいいます。以下同じ。）を単位として取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>③～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ① (同 左)</p> <p>②委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低取得申込口数（受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込日におけるユニット株式（日経平均株価における各構成銘柄の<u>1単位</u>の株式すべてを指すものとします。以下同じ。）の評価額の合計に相当する口数として委託者が定める口数をいいます。以下同じ。）を単位として取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>③～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第42条 ① (略)</p> <p>②前項の最小交換請求口数は、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日における日経平均株価における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託者が定める口数とします。</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>⑩受益者が交換によって取得できる個別銘柄</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第42条 ① (同 左)</p> <p>②前項の最小交換請求口数は、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日におけるユニット株式の評価額の合計に相当する口数として委託者が定める口数とします。</p> <p>③～⑨ (同 左)</p> <p>⑩受益者が交換によって取得できる個別銘柄</p>

<p>の株数は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された株数とし、<u>金融商品取引所が定める一売買単位</u>（以下「取引所売買単位」といいます。）の整数倍とします。</p>	<p>の株数は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された株数とし、<u>ユニット株式に属する各銘柄の株式の1単位</u>の整数倍とします。</p>
<p>⑪～⑬（略）</p>	<p>⑪～⑬（同 左）</p>
<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等）</p>	<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等）</p>
<p>第43条 ①（略）</p>	<p>第43条 ①（同 左）</p>
<p>②委託者は、受託者に対し、前項の交換に要する受益権口数の振替受益権と信託財産に属する株式のうち、<u>当該投資信託財産に対する持分に相当し取引所売買単位の整数倍となる株式</u>を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、委託者は、当該発行会社等の株式については当該指図を行なわないものとします。</p>	<p>②委託者は、受託者に対し、前項の交換に要する受益権口数の振替受益権と信託財産に属する株式のうち<u>ユニット株式に相当する株式</u>を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、委託者は、当該発行会社等の株式については当該指図を行なわないものとします。</p>
<p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消<u>予定</u>の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。</p>	<p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。</p>
<p>④～⑥（略）</p>	<p>④～⑥（同 左）</p>
<p>（信託終了時の交換等）</p>	<p>（信託終了時の交換等）</p>
<p>第46条 ①委託者は、この信託が終了することとなる場合は、受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。</p>	<p>第46条 ①委託者は、この信託が終了することとなる場合は、受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する<u>ユニット株式</u>を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。</p>
<p>②～⑥（略）</p>	<p>②～⑥（同 左）</p>